平成２８年（再イ）第３１４号
東京都台東区谷中７－５－３
再生債務者　黒岩　達也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年12月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再イ）第３８９号
千葉県船橋市二和西４－29－18
再生債務者　正垣　信明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年12月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再イ）第３９４号
埼玉県熊谷市新堀171－23
再生債務者　新井　俊之（旧姓実川）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年12月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再イ）第４４９号
大阪府守口市寺方本通４丁目１番３－205号
再生債務者　山下　達也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年12月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再イ）第６１号
仙台市太白区西中田７丁目25番20号　セブンスコート207
再生債務者　金野　健太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年12月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月15日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第２７号
滋賀県湖南市サイドタウン２丁目12番８号
再生債務者　奥田　潤子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年12月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月16日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２８年（再イ）第４６号
兵庫県赤穂市加里屋2032番地10　イヅミマンション303
再生債務者　藪本　昌吾
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年12月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月14日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（再イ）第３０号
熊本市南区出仲間４丁目16番８号　メゾン・ド・レカン　３－Ａ
再生債務者　甲斐　ゆき
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年12月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月16日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（再イ）第５４号
川崎市高津区向ケ丘159番地７　ヒルトップ宮崎台　Ｃ－101
再生債務者　五十嵐　信
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年12月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月15日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（再イ）第１９号
大阪府富田林市桜井町１丁目12番１－104号（申立時の住所）滋賀県草津市上笠２丁目１番15号
再生債務者　土川　諒祐
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年12月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月16日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２８年（再イ）第１９号
鹿児島市鴨池１丁目51番３－305号
再生債務者　川野　敏治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年12月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月16日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２８年（再イ）第２３号
愛媛県松山市空港通３丁目７番25号
再生債務者　山家　昌人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月16日　　松山地方裁判所民事部

随意契約事前確認公募公告

次のとおり公告します。
平成29年１月４日
独立行政法人国立美術館　国立国際美術館
分任契約担当役　山梨　俊夫
１　公募に付する事項
⑴　品目分類番号　26
⑵　件名　国立国際美術館で使用する電気　一式
⑶　使用期間　平成29年４月１日から平成30年３月31日
⑷　需要場所　大阪市北区中之島４丁目２番55号　国立国際美術館
２　公募に参加する者に必要な資格に関する事項
⑴　独立行政法人国立美術館契約事務取扱細則第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成28年度、文部科学省の競争参加資格（全省庁統一資格）において近畿地域の「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。
⑶　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
⑷　温室効果ガス排出削減に配慮する観点から、公募説明書に記載する基準を満たすこと。
⑸　契約担当役等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑹　公募説明書において示す暴力団排除に関する誓約書に誓約できる者であること。
３　公募手続等
⑴　担当部署　〒530－0005 大阪市北区中之島４丁目２番55号　独立行政法人国立美術館　国立国際美術館　総務課事業担当　伊東　尚造　電話06－6447－4678
⑵　公募説明書の交付場所、交付期間及び交付方法　上記３⑴の交付場所にて以下の期間、交付する。平成29年１月４日（水）～平成29年１月24日（火）（土日祝日を除く）10時00分～17時00分（12時00分～13時00分を除く）
⑶　公募参加資格確認申請書の提出場所、提出期限及び提出方法　上記３⑴の場所に平成29年１月24日（火）17時00分までに持参すること。
４　随意契約を予定している相手方　応募がない限り、当館は現行の契約相手方である以下の業者と随意契約する予定である。
関西電力株式会社
５　その他
⑴　応募者があった場合は、応募書類等に基づき、２に定める資格等を確認し、適合者（合格者）があったときは競争入札（一般競争）を実施する。
⑵　詳細は、公募説明書による。
⑶　公募に関する問い合わせ　上記３⑴と同じ。